別表十一(一)の記載要領等第１号中「、法人が」の次に「租税特別措置法第64条から第65条まで（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号。以下この号において「令和４年改正法」という。）第11条の規定による改正前の」を、「連結法人が」の次に「令和２年改正前措置法（」を、「令和２年法律第８号）」の次に「附則第14条第２項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法」を加え、「（次号において「令和２年旧措置法」という。）」を「をいう。以下この記載要領において同じ。）第68条の70から第68条の72まで（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等）若しくは令和４年改正法第12条の規定による改正前の令和２年改正前措置法」に改め、同第11号中「令和２年旧措置法」を「令和２年改正前措置法」に、「「特別勘定に経理した金額　㉙」」を「「特別勘定に経理した金額　㉝」」に改める。

別表十一(五)の表を次のように改める。